

◎新潟県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 委託した事務

新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）及び新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）に規定する新潟県民会館の使用料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

新潟市中央区白山浦1丁目613番地69

3 委託の始期

平成30年4月1日